

「令和3年度創業セミナー」実施業務の委託に係る仕様書

1 業務名

令和3年度創業セミナー実施業務委託

2 目的

創業希望者や創業後間もない方を対象とした創業セミナーを開催し、創業・ベンチャー支援センター埼玉の創業相談の利用に繋げ、新たな視点や感性による起業を支援する。その一環として、本セミナーを実施するものである。

3 委託期間

契約の日から令和4年2月28日まで

4 委託内容

以下のとおり、創業セミナーを開催すること。

(1) 創業セミナーの概要

起業準備セミナー(入門編)について、3回実施する。

- ① 日程・内容 令和3年5月～令和4年1月まで(すべて土曜)
※詳細は別紙「種類別仕様詳細」参照
- ② 場 所 新都心ビジネス交流プラザ4階 会議室
- ③ 時 間 13:00～16:00
- ④ 募集人数 各30名(集合)(起業を目指す方、起業後5年以内の方)
各50名(オンライン)(起業を目指す方、起業後5年以内の方)
- ⑤ 受講費用 1,000円(受講費用は受講当日に資料代として受講者から受託者が直接徴収し、当該委託業務の運営費に充当する。)
※オンライン開催の場合は無料
- ⑥ 成果目標 効果測定を目的として実施する参加者アンケートについて、満足度90%以上を目標とすること。

(2) 業務内容

ア 企画・実施

- a 開催目的を踏まえたセミナーを企画、提案し、委託者と協議のうえ実施すること。また、創業・ベンチャー支援センター埼玉の創業相談の利用に繋がるプログラムを企画すること。
- b 集客力向上に繋がる、セミナーの名称を提案すること。
- c 講義内容は、独自性を有し、創業特有の特徴あるものであること。
- d 講師は、起業セミナーに関する講師経験を有すること。
- e 講義レジュメは、講義当日の1週間前までに委託者に提出し、確認を受けること。
- f セミナー内にてグループワークなどを実施し、講師および参加者同士の意見交換や人

脈づくりの時間を設けること。

イ 開催日当日・開催期間中の運営

- a 緊急時の対応体制（地震・火災発生時、急病人・怪我人発生時、インフルエンザ等の流行性疾患および新型コロナウイルス等感染症伝染拡大時、荒天時等）を整備し、受講生及びスタッフの安全を最優先とした運営を行うこと。
- b 開催当日は、講師のほか、受託者スタッフを数名配置し、会場設営（セッティングから片付けまで）、受付等、業務が円滑かつ効率的に遂行できるような体制を整備すること。
- c 受講者がネットワークビジネス等の勧誘行為など、他の受講者の迷惑となる行為を行わないように注意喚起を行うこと。
- e 会場準備は当日12:00から、撤収は17:00までに行うこと。
- d セミナー会場までに必要な看板、会場サインを作成、設置すること。

ウ 効果測定アンケート実施及び集計

受講者数、交流会参加者数をカウントするとともに、アンケートを実施し、満足度、具体的成果等を調査すること。項目は委託者と協議し決定すること。

エ 報告書作成

- a 講義終了後、1週間以内に、アンケート集計結果を提出すること。
- b 講義終了後、業務の実施結果報告書を作成し、データと併せて提出すること。なお、報告書には効果測定アンケート調査結果、費用明細書、開催当日の写真を含むものとする。

5 委託料

起業準備セミナー（入門編）3回分あたり235,000円（消費税込）を上限とする。

6 委託業務実施に当たっての留意事項

詳細は、委託契約時に定めるものとする。

(1) 委託者との協議

受託者は、委託者と常に密接な連携を図り、業務を効果的、効率的に実施する。業務の実施に当たって疑義が生じた場合又は業務上重要事項の判断に当たっては、委託者と十分協議の上、その指示又は承認を受けること。

(2) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。受託者が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として委託者の個人情報保護に関する規定の適用を受けるものとする。

(5) 委託者への損害賠償等

委託者は、受託者に仕様書等に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再実施を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。

(6) 第三者への損害賠償等

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

(8) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(9) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこととする。

(10) 取得情報の取り扱い

本業務の遂行に当たって得られた情報は、書類・電磁的記録とも委託者に提出するものとする。

(11) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。